

◎新潟県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業紫雲寺地区に係る換地処分をした。

令和元年11月26日

新潟県知事 花 角 英 世